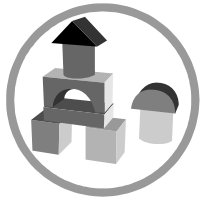
The background features a series of vertical bars of varying heights and shades of gray, creating a textured effect. Overlaid on this are several circles: a large solid gray circle on the left, a large dark gray circle in the center, a smaller light gray circle on the right, and a dotted gray circle at the bottom left.

## 第2部 子ども・子育て支援の ための事業



## 第2章 施策の展開



# 1 子どもが伸びやかに育つまちづくり

本計画は、子ども子育て支援法第61条第1項にもとづく計画として、各種施策を展開していくとともに、次世代育成支援地域行動計画における各種事業を継承していきます。

なお、子ども・若者を取り巻く環境の悪化や社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者育成支援施策の総合的推進を図るため、平成22年4月制定された「子ども・若者育成支援推進法」のもと、平成28年2月に新たに「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成25年6月に成立し、平成26年8月には同法にもとづく「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指して、国と地方公共団体の取組などがうたわれています。

本市においても、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「子ども・若者計画」や、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、すべての子どもの健やかな育ちと子育て中の保護者の支援や、子どもの貧困対策に関する施策の推進を図っていきます。

## (1) 子どもが安心して楽しく過ごせるまちづくり

子どもは長い間、自然の中で思い切り遊び、育ってきましたが、車が道路にあふれ、交通事故や犯罪の心配もあり屋外で遊ぶことが少なくなっています。また、かつて以上に学力が重視され、格差社会といわれる社会状況の中、心身ともにゆとりが持てない子どもたちが増えています。そのため、子どもたちの体力は低下し、生活習慣病の危険も高まり、子ども同士で人間関係をつくっていくことが苦手な子どもも増えています。

子どもたちが安心して家から出て遊ぶことができる遊び場を確保するとともに、だれもが生活しやすい安全なまちをつくることが求められています。

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
1	福祉のまちづくりの推進  【次世代】	「青梅市福祉まちづくり整備要綱」および「東京都福祉のまちづくり条例」にもとづき、施設、歩道、公園などのバリアフリー化を進めます。	福祉総務課
2	福祉マップの改定  【次世代】	①平成22年度に作成した福祉マップを保護者の視点を参考に、必要に応じ改定します。 ②次期改定時に、福祉マップのホームページ化を検討します。	福祉総務課
3	有害環境対策の推進  【次世代】 【子・若】	事業者や地域住民とも連携し、性や暴力などの子どもに対する有害情報の自主的規制を推進します。	子ども家庭支援課

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
4	子どもの交通事故や災害被害のないまちづくりの推進  【次世代】 【子・若】	①警察と連携し、交通安全総点検を実施して、通学路の安全確保に努めます。	市民安全課 都市整備部管理課 土木課 学務課
		②子どもに対する交通安全教育の充実を図ります。	
		③幼児・児童用自転車ヘルメット購入費の助成を実施します。	
5	子どもを犯罪等の被害から守るまちづくりの推進  【次世代】 【子・若】	①通学路などに街路灯などの整備を図ります。	市民安全課 子育て推進課 都市整備部管理課 教育総務課 指導室
		②子どもや保護者に対して犯罪等に関する情報提供を速やかに行うとともに、全校でのセーフティ教室などを行います。	
		③防犯パトロールや「子ども110番の家」など、防犯ボランティア活動を促進します。	
6	子育てにやさしいまちづくりの推進 【次世代】 【子・若】	子育て世帯の定住や転入を促すため、子育て世帯への入居支援と合わせて、その受け皿となる良質な住宅の供給に努めます。	住宅課
7	公園・緑地、児童遊園の活用 【次世代】 【子・若】	都市公園、児童遊園の定期的な施設の点検・清掃、遊具の更新などの管理を行います。	公園緑地課
8	公園・緑地内の緑地管理ボランティア育成 【次世代】 【子・若】	公園・緑地内の緑地を管理するボランティアの育成を図ります。	公園緑地課
9	自然環境を生かした子育て環境づくり 【次世代】	恵まれた自然環境の中で、子どもたちが集い、遊び過ごせる場所づくりを検討します。	公園緑地課 子ども家庭支援課
10	子育て支援事業の拡充  【次世代】 【子・若】	市民センターなどを会場にした子育て支援事業を拡充するとともに自治会館などの既存施設の活用の拡大を図ります。また、ボランティアの協力を受けながら運営の充実を図ります。	子ども家庭支援課

## (2) 「生きる力」を育む教育の推進

子どもたちは、小・中学校において、基礎的な学力を身につけるとともに、家庭や地域において、様々な生活体験や職業体験、社会体験を積み重ねていきます。ところが、近年、子どもの遊ぶ機会が減り、家庭や地域の教育機能が低下して体験機会の減少が進むとともに、学ぶ意欲を失う子どもが増加し、学力の低下が心配されています。

今、その反省から、「生きる力」を育む教育改革が進められており、「楽しい、わかる」授業の取組や様々な体験教育が進められるとともに、「いじめ」や「不登校」などに対する取組も図られています。また、子どもたちの自立に向けて、地域や家庭で様々な体験機会をつくる取組が始まってきており、支援が求められます。

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
11	就学前教育の充実 【次世代】 【子・若】	市民センターや体育館などにおいて、地域の実情に応じ、幼児のための教室を設け、学習機会を提供します。	子ども家庭支援課 スポーツ推進課
12	学ぶ意欲と基礎学力の向上  【次世代】 【子・若】	①教師の研究活動や研修の充実を図り、楽しい授業、分かる授業のできる教師の育成を図ります。 ②授業日数の弾力化により授業時数の充実を図ります。 ③登録制度などを活用し、市民講師による、実体験にもとづいた興味のもてる授業の充実を図ります。 ④学校図書館の充実とともに読書活動の充実を図ります。 ⑤小・中学校一貫教育により、9年間を通じた指導の充実を図ります。 ⑥青梅サタデースクールの実施により、児童・生徒に基礎・基本の習得を図ります。	指導室
13	情報化や国際化に対応した学校教育の充実 【次世代】 【子・若】	①コンピュータを活用した教育の充実や、AET（教員と協力して英語指導を行う外国人）の活用を進めます。 ②AETを各小・中学校に派遣し、英語指導・国際理解教育の充実を図ります。	指導室
14	児童・生徒への健全育成教育の充実  【次世代】 【子・若】	①教育相談の充実を図ります。 ②市いじめ防止条例の制定により、いじめの未然防止と対応を図ります。 ③いじめのない学校づくりを進めるとともに、不登校対策の充実を図ります。 ④規則正しい生活習慣と食に関する指導の充実を図ります。 ⑤総合的な学習の時間を活用し、乳幼児など異なる世代との交流を進めます。 ⑥小・中学校一貫教育を通して、継続した生活指導の充実を図ります。	指導室 学務課
15	学校の教育施設・設備の充実  【次世代】 【子・若】	①校舎の改築や耐震補強により、防災対策の充実に努めます。 ②トイレなど、学校の教育環境の整備に努めます。 ③学校のバリアフリー化に努めます。	施設課 教育総務課
16	地域と連携した開かれた学校づくり  【次世代】 【子・若】	①開かれた学校づくりを推進し、保護者・市民の教育への関心を高め、学校ボランティア活動への参加を促進し、地域の教育力を活用した学校教育の充実を図ります。 ②校庭や空き教室の活用など、開かれた学校づくりを進めます。	指導室 社会教育課

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
17	地域の教育力の向上  【次世代】 【子・若】	①青梅ボランティア・市民活動センターと連携し、学校ボランティア、教育ボランティア活動の充実を図ります。 ②図書館ボランティアとの協働等によるおはなし会の開催など、読書活動の充実を図ります。 ③地域の人材を発掘し、身につけた知識・技術などを広げていくため、人材登録制度を実施します。	市民活動推進課 社会教育課
18	体験的な学習の充実  【次世代】 【子・若】	①森や河川を利用し、多様な自然体験活動の機会を提供します。 ②野鳥講座を継続して実施します。 ③伝統文化体験、工作・手芸体験、異年齢集団による活動体験等、多様な体験機会の充実を図ります。	農林水産課 社会教育課 市民活動推進課 環境政策課 文化課
19	交流、文化・芸術、スポーツ・レクリエーションなど多様な活動支援 【次世代】 【子・若】	「青梅市スポーツ振興基金」による援助・表彰、市民体育大会などの実施、体育施設や運動広場、学校体育施設の開放などを行い、多様な活動を支援します。	文化課 スポーツ推進課
20	ジュニアスポーツ教室の開催 【次世代】 【子・若】	体を動かす楽しさを知り、スポーツへの関心を高めるために、各種スポーツの紹介、体験機会の提供を行います。	スポーツ推進課
21	家庭教育講座の充実  【次世代】 【子・若】	①その時々的情勢にあった講座を計画し、保護者への学習機会の提供、充実を図ります。 ②子どもの体験機会の充実に向けて、親の体験講座の充実を図ります。	社会教育課
22	親と子の交流事業の推進 【次世代】 【子・若】	①親と子どものための体験事業の充実を図ります。 ②農業委員の指導のもと、親子農業体験会を実施します。	社会教育課 農業委員会
23	青梅市青少年健全育成団体登録事業  【子・若】	登録された青少年健全育成団体の情報を市民に提供する。また、市民センター体育館等の各施設使用料の免除制度を適用させることにより、青少年が成長段階に応じて様々な体験活動ができる環境の整備を図る。	子ども家庭支援課

### (3) 子どもの人権の尊重

子どもたちの豊かな心を育てていくためには、乳幼児期から一人一人の子どもが多くの  
人から愛され、くつろぐことができる生活の場をつくるのが大切です。子どもたちが社  
会の一員として、その人権を家庭、地域、学校、社会のあらゆる場で尊重されるよう、児  
童の権利に関する条約についての啓発を行うとともに、子どもがまちづくりに参加できる  
機会を設け、子どもの視点や意見を反映していくことが重要です。思春期の自立に向けて  
の様々な悩みを受け止められる体制の整備も必要となります。

また、親が子育てで孤立し、児童虐待等に陥ることを事前に防ぐような相談・支援体制  
や、子どもたち自身が人権意識を持ち、暴力から自分を守るための知識や技能を持てるよ  
うにする取組が求められます。

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
24	児童の人権に関する理解の普及・啓発  【次世代】 【子・若】	①ポスターチラシの配布等の普及・啓発活動を継続します。 ②教員対象の研修会、情報の提供および広報活動の充実を図ります。 ③広報や子育てモバイルなどを活用し、市民に対する情報提供および広報の充実を図ります。	子ども家庭支援課 指導室
25	個性を認め合う人権意識の醸成  【次世代】 【子・若】	①人権を大切にすることを養う教育の徹底を図ります。 ②児童虐待やいじめ、差別などの問題への取組を通して、人権教育を進めます。 ③人権の花運動を通じ、人権尊重思想の普及・啓発を図ります。	指導室 市民安全課
26	子どもの視点に立った取組 【次世代】 【子・若】	子ども議会やアンケート調査など、様々な事業において子どもの視点・意見を反映する取組を進めます。	企画政策課 子ども家庭支援課
27	子どもの相談体制の充実  【次世代】 【子・若】	①教育相談所の心理相談員による来所相談や電話相談を実施します。 ②子どもの相談窓口を充実し、相談しやすい体制づくりを進めます。	学務課 指導室 子ども家庭支援課
28	青少年専門相談の充実  【次世代】 【子・若】	青少年のかかえる多様な問題を関係機関へつなげることにより、その問題に関する相談の充実を図ります。	学務課 指導室 子ども家庭支援課
29	スクールカウンセラーの配置 【次世代】 【子・若】	全中学校にスクールカウンセラーを配置し、教育相談の充実を図ります。	指導室

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
30	スクールソーシャルワーカー活用事業の導入 【次世代】 【子・若】	市専属のスクールソーシャルワーカーの配置により教育相談体制の充実を図ります。	学務課 指導室
31	いじめ、不登校、児童虐待などへの取組  【次世代】 【子・若】	①教員研修や教育相談活動の充実を図るとともに、教育相談所と連携し、学校への心理相談員の派遣やスクールカウンセラーの配置を充実し、いじめや不登校などの問題に取り組みます。 ②「要保護児童対策地域協議会」を中心として、各関係機関が連携した取組を進めます。 ③小・中学校一貫教育を通して、小学校から中学校へ進学する際の児童の心理的不安の軽減に努めます。	学務課 指導室 子ども家庭支援課
32	適応指導教室の設置（ふれあい学級） 【次世代】 【子・若】 【貧困対策】	①不登校の状態にある児童に対して、学校復帰を目指した指導や、適応指導教室への入級を推進します。 ②適応指導教室に通学している児童・生徒に対して、在籍校への復帰支援を行います。	指導室
33	教育相談研修の充実 【次世代】 【子・若】	教育相談所と連携し、教員研修の充実を図ります。	学務課 指導室
34	児童の健全育成  【次世代】 【子・若】	①青少年対策各地区委員会の事業を支援していきます。 ②関係各課、機関等との連携を図り、性の逸脱行為や少年非行等の防止の支援を行います。	子ども家庭支援課 市民活動推進課
35	青少年問題協議会等の開催  【子・若】	青梅市青少年健全育成基本方針を策定、問題青少年の保護および指導ならびに矯正に関し協議、また、委員相互が情報交換することにより、青少年健全育成の推進を図る。	子ども家庭支援課
36	子ども・若者育成支援強調月間等における周知啓発事業  【子・若】	子ども・若者育成支援強調月、青少年の非行・被害防止全国強調月間において、周知・啓発を行い市民が理解を深め、さらに関係機関・団体と地域住民等とが相互に協力・連携して、青少年の規範意識の醸成および有害環境への適切な対応を図る取り組みを集中的に実施することにより、次代を担う青少年の健全な育成を図る。	子ども家庭支援課

#### (4) 子どもの地域での活動を応援するまちづくり

子どもたちが次世代の親になるためには、家庭や地域、学校などのコミュニティにおい



て、様々な役割があり、そこで評価され、褒められて自分自身に自信を持ち、大人へ向けて自立するとともに、様々な職業について知り、体験して、自分に合った仕事を見つけていくことが必要です。子どもたちが地域社会に関心を持ち、その中で一定の役割を果たして評価され、行政の仕組みや役割を学んだりする機会や、意見を表明したり、子ども同士で自主的に活動し、自立に向けて経験を積むとともに、職業体験などにより、職業意識を持ち、定職に就くことを支援する取組が求められます。

また、子どもにとって遊びや学び、ふれあいなどができる安心で安全な居場所づくりが必要です。放課後子ども教室など、地域住民の参加と協力を得ながら、学習やスポーツ・文化活動、交流活動などの取組を実施し、放課後や週末等の子どもたちの適切な遊びや生活の場を確保するなど、子どもの居場所づくりに努めるとともに、このような居場所づくりに必要な人材の確保や育成など地域との連携に努める必要があります。

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
37	地域や社会に関する学習機会の充実  【次世代】 【子・若】	①学校教育や社会教育を通して、子どもや女性、市民の権利や、市民の義務などについての学習を充実します。	指導室 社会教育課 市民活動推進課
		②地域での体験学習機会を増やし、学校・家庭・地域が一体となった教育、地域の将来を担う人材の育成を行います。	
		③子ども会活動の支援を行います。	
38	地域コミュニティ活動への子どもの参画促進 【次世代】 【子・若】	①清掃やリサイクルなどの地域維持活動やイベント、福祉ボランティア活動などへの子どもの参画機会の充実を図ります。	子ども家庭支援課 社会教育課
		②子どもへの広報を拡充し、子どもの自主的な参画を促進します。	
39	子どもの祭り・イベントづくり  【次世代】 【子・若】	①祭りやイベントに、子どもが参加できる機会の充実を図ります。	社会教育課 市民活動推進課 子ども家庭支援課
		②青梅市全体で子どもと大人が仲良くふれあえるような楽しいイベントを検討します。	
40	子どもの居場所づくり 【次世代】 【子・若】	子育て支援事業で、放課後・週末などの児童の居場所づくりを目指し、拡充を進めます。	市民活動推進課 子ども家庭支援課
41	中高生の居場所づくり 【次世代】 【子・若】	①総合体育館の個人開放事業を継続します。	スポーツ推進課 社会教育課 子ども家庭支援課
		②中高生の居場所づくりに取り組みます。	
42	職業意識や能力の向上の支援  【次世代】 【子・若】	①中高生の職業体験機会の充実などにより、自分で自分の進路を選択する力を身につけるキャリア教育の充実を図ります。	商工観光課 指導室
		②係機関や団体と連携し、高校生や若者の職業能力向上の機会の充実を図ります。	

(5) 子どもの健全な成長への支援

子どもの心身の健康や意欲は、正しい生活習慣の下での充足感ある生活が基盤となります。生活習慣づくりは、自己管理能力を身に付けていくことの基礎にもなります。

そのため、基本的な生活習慣について幼少期から身に付けさせるための取組として、幼児教育等を推進します。

また、生涯を通じて、健康保持増進に取り組めるよう、健康づくりに対する意識の高揚や知識の普及を図るとともに、食育を通じて、子供たちが食に関する正しい知識を身に付け、自らの食生活を考え、望ましい食習慣を実践することができるようにします。

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
43	児童・生徒への健全育成教育の充実 (再掲)  【次世代】 【子・若】	①教育相談の充実を図ります。 ②市いじめ防止条例の制定により、いじめの未然防止と対応を図ります。 ③いじめのない学校づくりを進めるとともに、不登校対策の充実を図ります。 ④規則正しい生活習慣と食に関する指導の充実を図ります。 ⑤総合的な学習の時間を活用し、乳幼児など異なる世代との交流を進めます。 ⑥小・中学校一貫教育を通して、継続した生活指導の充実を図ります。	指導室 学務課
44	若者の自立等支援事業  【子・若】	社会生活を円滑に営む上での困難を有するひきこもり等の状態にある若者等に対して、個別に働きかけ、具体的な支援を実施し自立につなげる。	子ども家庭支援課

## 2 子育ての喜びを感じられるまちづくり

### (1) 男女がともに子育ての喜びを感じられるまちづくり

子育てしながら働いている人への配慮や子育てに対する理解が得られ、すべての人が仕事と生活のバランスがとれた多様な生き方が選択できる社会の実現に向け、住民の意識の向上や事業所等に対するワーク・ライフ・バランスの考え方の普及啓発が求められています。

また、男女がともに育児に積極的に参画できるよう、男女問わず育児休業等が取得できる環境づくりを始め、男性の働き方の見直しを含めて、多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実が求められています。

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
45	子育てにやさしい企業・地域の実現  【次世代】	①関係機関と連携し、市民、事業主などの意識改革のための広報・啓発、情報提供を行います。 ②育児・介護休業制度などの普及・啓発、短時間勤務・フレックスタイム制などの普及を促進します。 ③企業や店舗と協力し子育てにやさしい店や企業づくりへの支援を検討します。	市民活動推進課 商工観光課 子ども家庭支援課
46	女性の就労の支援  【次世代】	①女性の再雇用や就労、起業を支援する講座や講演会の充実を図ります。 ②働く女性の職業能力開発および就業意欲の向上のため、パソコン教室など学習機会の充実を図ります。	企画政策課 商工観光課 市民活動推進課
47	家事・育児・家庭教育・地域教育への男性の参画 【次世代】	男女共同による家事・育児への参加促進に向けて、講演会・セミナーなどにより、市民・企業への啓発を行います。	市民活動推進課
48	仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現 【次世代】	ワーク・ライフ・バランス実現のため、企業・市民との協働により、仕事と家庭の両立を支援する様々な取組を行うとともに、制度の周知、啓もうを図ります。	市民活動推進課 商工観光課 子ども家庭支援課
49	次代の親の育成  【次世代】 【子・若】	①男女がともに子育てや教育に参加し、家族のパートナーシップの強化を促すよう、講座や情報紙などによる啓発を行います。 ②子どもが男女とも家事を手伝うよう、子ども料理教室や家事分担カレンダーの作成・配布、通学合宿の実施などを進めます。	市民活動推進課 社会教育課
50	男女平等セミナーの開催 【次世代】	青梅市男女平等推進計画にもとづき、セミナーを開催します。	市民活動推進課

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
51	青梅市男女平等推進計画の推進  【次世代】	青梅市男女平等推進計画にもとづき、各課の実施事業の推進を図るとともに、進ちょく状況報告書を作成し、各事業の内容を確認します。	市民活動推進課

## (2) 地域・世代間交流を進めるまちづくり

核家族化が進み、子育て不安が高まる中で、子育て中の親は交流機会を増やすことを望んでいます。また、子どもが生きる力を身につけ、自立するためには、多くの大人との交流の中で子どもが育つことが必要です。

本市では各地域において子ども会があり、地域の方々との交流を中心とした活動が行われてきました。しかし、近年、少子化や子ども会を支える親の負担の増加などを背景として子ども会の数の減少や活動の低下が起っています。地域で子どもを育てていくためには、子ども会の果たす役割は大きなものと考えられることから、今後も子ども会が存続していけるよう人材の確保、育成を始めとした取組を進めるとともに、親子の交流や子どもと高齢者との交流を促進するなど、子育てにおける地域の力を高めていくことが求められます。

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
52	地域・世代間交流事業の推進  【次世代】 【子・若】	①子育て支援施設や学校・保育所など様々な場で、子育て中の父母やNPO法人などの協力を得て、小中高生と乳幼児との交流に取り組みます。 ②昔からの遊びや知恵を伝承する取組など高齢者との世代間交流の実施を進めます。 ③自治会や子ども会など地域との協働事業に取り組みます。 ④運動会、盆踊り、文化祭などの事業をもとに、自治会や子ども会など地域との交流の推進に努めます。 ⑤PTAやNPO法人など地域団体との共催講座の実施を進めます。	子ども家庭支援課 市民活動推進課 社会教育課
53	青少年健全育成・青少年対策事業  【子・若】	青少年対策各地区委員会が実施する各種事業について補助金を交付することにより、当該事業の適正な運営を推進し、さらに青少年が地域活動に参加する機会や場を提供するとともに、親子のふれあい、異年齢交流や地域交流を通じて、地域社会全体で青少年の健全育成を図る。	子ども家庭支援課

### (3) 地域の子育ての場とネットワークづくり

地域の人材や既存施設などの多様な資源を生かしながら、地域の子育て・子育てを支援するボランティアを育成することが大切です。子どもの遊びやスポーツ、イベント、体験活動、地域での見守り、+

世代間交流など、多様な支援体制づくりが課題です。また、子育てサークル等のネットワークは、子育ての相談や助け合いにとって重要であり、子どもたちが多くの大人たちの中で育つことは、自立に向けて良い経験になります。

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
54	地域活動の活性化と地域、学校、行政が協働した取組の推進  【次世代】 【子・若】	①自治会、子ども会などの地域活動を支援するとともに、地域での活動の情報収集とその発信に努めます。 ②地域、学校、行政が一体となったイベントなどの取組を進めます。 ③子育てサポーター講習、地域ボランティア講習などを実施し、市民ボランティアの育成を図るとともに、ボランティア市民活動などと連携した活用を進めます。	子ども家庭支援課 市民活動推進課
55	地域住民の主体的活動の支援  【次世代】 【子・若】	①地域での子育て支援活動の促進に向けて、市民センター、自治会館、商店街の空き店舗、高齢者福祉施設などを活用し、乳幼児から高齢者まで気軽に交流できるサロン（広場）の設置など地域支援を進めます。 ②子育てサークル等のネットワークの育成を図ります。	商工観光課 子ども家庭支援課 高齢者支援課 市民活動推進課
56	青少年リーダーの育成 【次世代】 【子・若】	小学生から高校生までの異年齢集団による様々な体験活動を通じ子ども会・地域活動における青少年リーダーの育成を図ります。	社会教育課
57	地域のボランティアの育成  【次世代】 【子・若】	①各施設を中心に、地域教育を協働できる体制づくりを検討します。 ②青梅ボランティア・市民活動センターと連携し、地域のボランティアの育成に努めます。	市民活動推進課
58	子育てボランティアの育成 【次世代】 【子・若】	子育て支援センターなどの親子ふれあい事業やNPO法人の活動支援などを通じて、市民相互の子育て支援グループの育成を図ります。	子ども家庭支援課 市民活動推進課

### 3 すべての子育て家庭を支援する地域づくり

#### (1) 子育て相談・情報提供体制の充実

子ども家庭支援センターを始め、保育所、幼稚園、健康センター、保健所、学校などにおいて、身近で気軽に相談できる子育て相談の場の充実が望まれています。

今後は情報提供の一層の充実とともに、総合的な相談窓口と地域ごとに窓口を設置するなどの相談体制の整備が必要になります。

インターネットや電話を利用した情報提供・相談の充実や、「待つ」相談体制だけでなく、孤立している親たちを支援する「地域に向く」相談体制についても検討が必要です。

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
59	保育所相談体制の充実 【次世代】 【子・若】	地域ごとの相談体制の確立を目指し、相談体制の周知、職員の適正な配置と職員研修の充実による認識の向上に努め、内容の充実を図ります。	子ども家庭支援課
60	相談サービスネットワークの整備 【次世代】 【子・若】	子ども家庭支援センターを拠点とし、子育て支援センター、子育てひろばなどのネットワークを通じて子育て相談体制の充実を図ります。	子ども家庭支援課
61	指導・相談体制の充実 【次世代】 【子・若】	①育児不安への対応などを中心に、個別相談の実施を充実します。 ②いじめや不登校の相談など教育相談の充実を図ります。	子ども家庭支援課 健康課 指導室
62	子育て支援講座の充実 【次世代】 【子・若】	子育てを支援する講座の充実に努めます。	子ども家庭支援課
63	親子サロン・赤ちゃんサロンの充実 【次世代】	子どもを遊ばせながら、親同士の交流や子育て相談の充実を図ります。	子ども家庭支援課
64	子育てひろば事業などの活用 【次世代】 【子・若】	絵本の読み聞かせなどを通じ、絵本と出会う機会づくりと親子の交流を進めます。	子ども家庭支援課 社会教育課 健康課
65	こんにちは赤ちゃん事業の充実  【次世代】 【子・若】	民生・児童委員の協力により、乳児家庭への全戸訪問を行い、子育て支援情報の提供を行うとともに、子育て家庭の孤立化を防ぎ、地域につなげる第一歩としていきます。また、訪問時の配布物は青梅市ならではのものを活用するなど、事業の充実を図っていきます。	子ども家庭支援課

## (2) 子育て支援サービスの充実

保護者の経済的な負担を軽減するため、各種の支援策が求められています。

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
66	幼稚園、小学校の連携の推進 【次世代】	幼稚園と小学校との連携に向けて、各幼稚園への情報提供を行います。	子育て推進課
67	子育て世帯への支援 【次世代】	おむつごみの無料化など子育て世帯を支援します。	清掃リサイクル課

## (3) 地域における切れ目のない妊娠・出産体制の強化

No.	事業名	事業の内容	担当部署
68	子育てにやさしいまちづくり(赤ちゃんふらっと事業)の推進	外出時のおむつ替えや授乳場所の確保など、子育てにやさしいまちづくりを進めます。	商工観光課 子ども家庭支援課
69	子育て教室の開催(母親学級、離乳食・幼児食教室)	妊娠・出産・育児について学ぶ講座の充実を図ります。離乳食・むし歯予防等についての講座等を開催します。	健康課
70	乳幼児医療費助成の実施	義務教育就学前の乳幼児の医療費の自己負担の一部を助成します。	子育て推進課
71	子どもや母親、妊婦の健康の確保	①母親学級(母性科・育児科)・両親学級の開催、電話相談等により育児に対する不安の解消を図り、良いお産の促進を図ります。 ②母子手帳、啓発紙・冊子の発行・配布により、子どもの事故の防止を図ります。 ③相談事業やグループワークにより、母親のストレス防止や児童虐待の発生を予防します。 ④10代の親に対する育児支援に努めます。	健康課
72	妊産婦健康診査の実施と産婦対策の推進	妊産婦を対象に、健康診査を実施します。	健康課
73	妊婦歯科健康診査の実施	妊婦を対象に、歯科健康診査を実施します。	健康課
74	乳幼児健康相談の実施、母と子の保健指導(健康指導)の実施	乳幼児の発育・離乳食・むし歯予防などについて、保健師、管理栄養士、歯科衛生士、心理相談員による健康相談を実施します。	健康課
75	妊婦食教室・離乳食教室・幼児食教室の実施	妊婦食・離乳食・幼児食の栄養についての講義と調理実習または試食を行います。	健康課

No.	事業名	事業の内容	担当部署
76	乳幼児健康診査の実施	①3か月児、6か月児、9か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に、健康診査を実施します。 ②未受診児に対し、フォローを行います。	健康課
77	幼児体操教室の開催	4歳から6歳児を対象に、ボールやフープなどの手具を使った運動やゲームを行います。	スポーツ推進課
78	幼児歯科相談の実施	2歳児と2歳6か月児を対象に、歯科健康教育・歯科健康診査・予防処置を実施します。	健康課
79	幼児歯科健康診査の実施	1歳6か月児、3歳児を対象に、歯科健康診査を実施します。	健康課
80	次代の親の育成 (再掲) 【子・若】	市内の中学・高校等と連携し乳幼児とのふれあいの機会づくりを充実させます。	子ども家庭支援課

#### (4) 施設職員に対する支援

No.	事業名	事業の内容	担当部署
81	研修および人材確保等に対する支援の実施 【子・若】	教諭・保育士等の質を向上させるための研修や人材確保等に対する支援に努めます。	子育て推進課

#### (5) 放課後等の居場所づくりへの支援

No.	事業名	事業の内容	担当部署
82	地域の居場所づくり  【子・若】	①子育て支援センターにおいて乳幼児の居場所づくりを支援します。 ②各市民センターや青梅市文化交流センターなど地域社会の中で、放課後に子供たちの安全で健やかな居場所づくりを推進します。	子ども家庭支援課 社会教育課 市民活動推進課



## 4 働きながら子どもを育てる家庭への支援の充実

### (1) 教育・保育サービスの充実

保育所において多様なサービスを提供できる体制を整え、保育ニーズに対応していくことが必要です。

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
83	保育所の情報提供 【次世代】	保護者に対し、保育所の情報提供を充実、強化します。	子育て推進課
84	夜間保育事業の促進 【次世代】 【子・若】	関係保育所と実施について検討します。	子育て推進課
85	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)の検討 【次世代】 【子・若】	関係保育所と実施について検討します。	子育て推進課 子ども家庭支援課

### (2) 産後の休業および育児休業後の特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

育児休業満了時以降、希望する保護者が教育・保育事業を利用できるよう環境を整備します。また、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に情報提供を行うとともに、相談支援事業の充実に向け取り組みます。

No.	事業名	事業の内容	担当部署
86	子ども家庭支援センター事業の充実	子ども家庭支援センター事業については、組織の強化を含めて拡充し、総合相談、情報提供などを進めます。	子ども家庭支援課

### (3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立

仕事と生活の調和を実現するため、働き方を見直し、仕事と子育ての両立が可能となるよう雇用環境の基盤整備を図ります。

#### ① 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

No.	事業名	事業の内容	担当部署
87	就学前教育の充実と小学校との連携(再掲)	保育所・幼稚園と小学校が連携し、乳幼児期から学齢期への円滑な移行を図ります。	指導室 子育て推進課
88	放課後子ども教室の拡充	地域で子どもたちを育む環境づくりと子どもたちの安心・安全な活動拠点づくりを推進します。	社会教育課

#### ② 仕事と子育ての両立のための基盤整備

No.	事業名	事業の内容	担当部署
89	多世代・異年齢交流事業の推進	子どもたちが様々な人と出会い、ふれあうことのできる多世代・異年齢交流を推進します。	子ども家庭支援課
90	子どもの居場所づくり(再掲) 【子・若】	次世代育成支援地域協議会の検討報告書にもとづき、既存施設を利用し、子どもたちが身近で安全に遊べる場や安心できる居場所の確保を図ります。	子ども家庭支援課
91	子育てグループづくり	各施設における親子の遊びや交流・学習、母親学級などの機会を通して、親同士のコミュニケーションを図り、子育てグループの育成を図ります。	健康課 子ども家庭支援課
92	保育所の整備・充実の支援	施設整備計画にもとづき、私立保育所等の整備、充実を支援していきます。	子育て推進課
93	延長保育事業の充実	2時間延長保育等の内容の充実を図ります。	子育て推進課
94	休日保育事業の実施	休日保育の拡充を図ります。	子育て推進課
95	保育所・幼稚園等への巡回相談員等派遣事業の充実	市内全保育所および幼稚園等に、臨床心理士等の派遣による巡回相談を実施し、支援が必要な子どもと家庭の早期発見とその対応の充実を図ります。	子育て推進課

#### (4) 子育て世代の保護者負担の軽減

No.	事業名	事業の内容	担当部署
96	義務教育就学児医療費助成の実施	義務教育就学児の医療費の自己負担の一部を助成します。	子育て推進課
97	幼稚園等保護者への支援	幼稚園等に在園する子を持つ保護者の負担軽減のため補助を行い支援します。	子育て推進課
98	児童手当の支給	児童手当（国制度）の適正・迅速な支給を実施します。	子育て推進課
99	交通機関利用児童通学費補助	公共交通機関を利用して市立小学校・中学校へ通学する児童・生徒の保護者に対して、通学費を補助します。	子ども家庭支援課
100	ひとり親家庭等への医療費助成の実施 【子・若】 【貧困対策】	ひとり親家庭等に対し、医療費を助成します。	子育て推進課
101	情報提供の充実	ライフサイクルに応じた記載など、さらに充実した「子育て支援ガイド」を作成するとともに、子育て世代の保護者がスマートフォン等により子育て支援情報を取得できる子育てモバイルを運用します。	子ども家庭支援課
102	統合保育の充実 【子・若】	障害のある乳幼児と一緒に保育する統合保育を市内保育所で実施します。	子育て推進課
103	第三者評価サービスの実施	利用者のサービス選択のための情報提供と保育サービスの質を確保するため、市内の全保育所で第三者評価サービスを実施します。	子育て推進課

## 5 保護者と子の健康づくり

### (1) 保健・医療体制の充実

核家族が増えるとともに、悩みや不安を持つ親が増えており、母子保健、小児医療などの適切な対応が求められています。

本市では、青梅市健康センターを拠点にして各種保健事業を行うとともに、日曜日、祝日等の救急患者のために青梅休日診療所・東青梅休日歯科診療所を設置しており、さらに青梅市立総合病院等で救急医療体制をとっています。

今後も子どもの健康の維持を図るとともに、安心して子育てができるよう小児の保健・医療体制の充実が必要です。

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
104	休日診療の実施 【次世代】	日曜日、祝日、年末年始に急病患者に対し、健康センター内青梅休日診療所および東青梅休日歯科診療所において内科・小児科、歯科の診療を実施します。	健康課
105	平日夜間診療の実施 【次世代】	平日の夜間に急病患者に対し、健康センター内青梅休日診療所において内科、小児科の診療を実施します。	健康課
106	市内医療機関の診療の実施 【次世代】	小児科を標榜している市内の医療機関において診察します。また、青梅市立総合病院等において、第二次救急医療体制および第三次救急医療体制をとっています。	健康課

### (2) 保護者と子の健康づくり支援の充実

保護者と子の健康づくりを推進するため、母子保健事業については、青梅市健康センター、子ども家庭支援センターおよび各医療機関で連携し、生涯を通じた健康づくり、疾病予防を行い、総合的な健康づくりを目指す視点から、多様な支援を実施することが必要です。

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
107	むし歯予防教室の開催 【次世代】	8～12か月の子どもと親を対象に、むし歯予防教室を実施します。また、永久歯のほう出開始時期である5歳児に対し、むし歯予防教室（ビーバークラス）を実施します。	健康課
108	「食育」の推進 【次世代】 【子・若】	望ましい食習慣の定着のための学習機会や情報の提供（乳幼児～思春期、妊娠期）を充実します。	健康課

### (3) 思春期保健対策の推進

思春期は来るべき青年期に向けて自立の準備を行う転換期であり、睡眠不足や食生活の乱れ、喫煙や飲酒、薬物乱用など体や心の健康の問題を抱えやすい時期でもあり、子どもたちが正しい知識や生活習慣を身につけ、自らの健康づくりができるよう支援していくことが重要です。

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
109	思春期保健対策の推進  【次世代】 【子・若】	①発達段階に応じた適正な性教育を行います。 ②喫煙・薬物乱用防止等の教育を充実します。 ③心の問題について相談体制の整備を図り、教育相談活動の充実に努めます。 ④市内の中学生を対象とした、薬物乱用防止のポスター・標語の募集を実施します。 ⑤市民を対象とした薬物乱用防止の啓発活動を実施します。 ⑥東京都薬物乱用防止推進青梅・奥多摩地区協議会を開催し、薬物乱用防止に向けた取組の検討を行います。	健康課 学務課 指導室

## 6 支援が必要な子どもと家庭への支援の充実

### (1) 子どもの虐待防止の取組の充実

「児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与える」（児童虐待の防止等に関する法律）ことから、様々な問題を抱える家族や子どもへの虐待ケースなど、総合的な相談ができる窓口体制の充実を図るとともに、保護者の育児不安やストレスの解消、虐待の早期発見と児童の保護、子どもが暴力から自分を守るための知識や技能の習得などが求められています。

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
110	被害に遭った子どもへの支援  【次世代】 【子・若】	児童虐待などの被害に遭った子どもに対し、カウンセリングなどの支援を行います。また保護者に対しては、家庭環境の改善に向けた指導・支援を行うとともに、学校や児童相談所、医療機関などの関係機関と、再発防止に向けた連携を充実させます。	子ども家庭支援課 健康課 指導室 障がい者福祉課

### (2) ひとり親家庭等の自立支援

ひとり親家庭や養育者家庭の家事や子育ての援助が必要な家庭に対し支援するとともに、自立へ向けた安定的な就業支援や経済的な支援などが求められます。特に、父子世帯については、子どもの世話など子育て支援が求められます。

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
111	ひとり親家庭等の自立支援の推進 【次世代】 【子・若】 【貧困対策】	ひとり親家庭等の自立のためハローワークと連携した、自立支援プログラム事業を継続実施するとともに、資格の取得や教育訓練実施に対する支援を行います。	子ども家庭支援課

### (3) 障害のある子どものいる家庭への支援の充実

障害や発達に遅れのある子どもの保護者の中には、介護や療育、障害のない子どもとの交流などにおいて、様々な問題に直面しており、重い負担を背負っている人も少なくありません。このため、障害福祉サービス等によって子どもの生活支援が十分に行われることはもとより、各種相談体制の充実を図るなど障害の早期発見、早期療育に努めるとともに、障害のある子どもの社会的自立に対する支援を充実させることが必要となります。また、障害のある子どもが入所・入学した場合に対応できる保育士・教師の確保や、特別支援教育の展開に向けて保護者に対する理解と啓発を図ることも重要です。

学校、家庭、地域および、関係機関等との連携のもと、障害や発達に遅れのある子ども

に対して、誕生から社会的自立に至るまでの一貫した支援を行っていくことが求められます。

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
112	支援を必要とする子どもと家庭の早期発見・早期支援 【次世代】 【子・若】	各種の健診、新生児訪問事業やこんにちは赤ちゃん事業など様々な機会を通じて、支援を必要とする子どもと家庭の早期発見、早期支援に努めます。	健康課 子ども家庭支援課 障がい者福祉課
113	障害児施策の充実 【次世代】 【子・若】	保健・医療・福祉・教育等が連携し、障害児の健全発達支援と生活支援を図るとともに、学習障害等への教育的支援を行います。また、特別支援教育への就学奨励を図るため、保護者の経済的支援を図ります。	障がい者福祉課 健康課 学務課
114	特別支援教育の推進 【次世代】 【子・若】	①障害のある児童・生徒一人一人の能力を最大限に伸ばすため、学校・家庭・地域および関係機関との密接な連携のもとに、乳幼児期から学校卒業後までのライフステージを見通し、施設の整備を含めた特別支援教育の展開を目指します。 ②リーフレットによる理解・啓発と保護者、市民向けの研修会の充実を図ります。	施設課 障がい者福祉課 学務課
115	心身障害者(児)緊急一時保護事業の実施 【次世代】 【子・若】	障害者(児)を在宅で介護している保護者が、疾病などの理由により介護することが困難になった場合に、福祉員を派遣し、一時的な保護を行います。	障がい者福祉課
116	心身障害者(児)居宅介護事業の実施 【次世代】	障害支援区分にもとづき、法に定める居宅介護サービスのうち必要な支援を実施します。	障がい者福祉課
117	私立幼稚園への支援 【次世代】 【子・若】	心身障害児教育事業費補助を行い支援します。	子育て推進課
118	地域活動支援センター事業の充実 【次世代】 【子・若】	地域で生活している障害者(児)およびその家族や高次脳機能障害等の新たな障害に対して、相談支援体制を整備し、必要な支援を行います。	障がい者福祉課
119	障害のある児童の居場所づくり 【次世代】 【子・若】	障害のある児童の放課後の療育の場を整備し、安心して活動できる場所を提供します。	障がい者福祉課

#### (4) 貧困による困難を抱える子どもたちへの支援

安心して子どもを産み育てる環境づくりを進めるため、子育てに関する経済的な負担軽減を図るとともに、子どもの健やかな成長と子育て家庭の生活の安定を支援します。

また、障がいのある子どもの生活や学習上の困難を改善または克服するため、困難を抱える子どもを養育する家庭、ひとり親家庭、低所得家庭への援助を行います。

さらに、子どもの貧困の連鎖から断ち切り、将来の自立した生活を確保するために、家庭の状況に左右されることなく、すべての子どもの学びが保障されるよう、就学前教育・保育、就学後の教育支援の充実を図ります。

##### ① 教育の支援

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
120	私立幼稚園等・保護者への補助金 (就園奨励費補助金・保護者補助金・入園料補助金) 【貧困対策】	私立幼稚園や幼稚園類似施設または認定こども園に在籍する園児の保護者の負担を軽減し、幼児教育の振興と充実を図るため、所得に応じて補助金を交付します。	子育て推進課
121	受験生チャレンジ支援貸付事業 【子・若】 【貧困対策】	学習塾等の費用や高校や大学などの受験費用について、一定所得以下の世帯の方に無利子で貸付を行うことにより、中学3年生や高校3年生またはそれに準じるか手への支援を行います。	福祉総務課
122	子どもの学習支援事業 【子・若】 【貧困対策】	経済的な理由により十分な学習ができない小学6年生・中学生を対象に、家庭訪問による学習支援やその保護者に対する進学指導等を行います。	生活福祉課
123	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金 【子・若】 【貧困対策】	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親および児童が、高卒認定試験の合格を目指す場合に、民間事業者などが実施する対策講座の受講にかかる費用の一部を支給します。	子ども家庭支援課
124	就学援助 【子・若】 【貧困対策】	経済的な理由で小・中学校の教育費支出が困難な家庭に対し、学用品や修学旅行費等の一部および給食費等を援助します。	学務課
125	青梅市育英資金(奨学金)融資 【子・若】 【貧困対策】	高校および大学等の就学奨励のため、保護者の方を対象とした奨学金を融資します。	学務課
126	教育相談所 【子・若】 【貧困対策】	幼児・小学生・中学生に関しての不登校、学習、心配な行動などの様々な悩みについて相談に応じます。	学務課



No.	事業名	事業の内容	主な担当課
127	適応指導教室「ふれあい学級」 (再掲) 【子・若】 【貧困対策】	不登校および不登校傾向にある児童・生徒に対し、適切な指導および助言を行い、在籍校復帰への支援を図ります。	学務課
128	特別支援教室 【子・若】 【貧困対策】	障害のある幼児・児童・生徒の生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導および必要な支援を行います。	学務課
129	学力向上対策事業「サタデークラス」 【子・若】 【貧困対策】	市民センター等において、小学4年生から中学3年生までの児童・生徒を対象に、教育課程時間外の土曜日に、算数・数学・国語の学習を支援します。	指導室
130	学校の放課後補修事業「ステップアップクラス」 【子・若】 【貧困対策】	市内小・中学校において、小学4年生から中学3年生までの児童・生徒を対象に、放課後等に、算数・数学・国語の学習を支援します。	指導室
131	放課後子ども教室「タヤケランド」 【子・若】 【貧困対策】	小学校の余裕教室等を利用し、放課後にスポーツや文化活動のほか、さまざまな体験活動や学習機会を提供するとともに、地域住民との交流活動を行います。	社会教育課

## ② 生活の支援

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
132	自立相談支援事業 【貧困対策】	生活上での様々な問題に応じた継続的な相談を行い、必要や支援を相談者と一緒に考え、具体的なプランを作成し、自立に向けた支援を行います。	生活福祉課
133	家計改善支援事業 【貧困対策】	相談者が自分自身で家計の問題を把握し、適切な家計管理ができるよう支援します。	生活福祉課
134	住宅確保給付金事業 【貧困対策】	離職等により住居を失った方または失うおそれがある方で、就職に向けた活動をすることを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。	生活福祉課
135	乳幼児ショートステイ事業 【貧困対策】	保護者が病気、出産、出張等で一時的にお子さんを養育できない場合に、保護者によって7日間を限度に保育します。	子ども家庭支援課
136	子ども食堂推進事業補助金 【貧困対策】	民間団体等が行う地域の子供へ食事および交流の場を提供する取組について、その経費の一部を補助する。	子ども家庭支援課

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
137	育児支援ヘルパー事業 【貧困対策】	産前・産後の母親の心身が不安定な時期であって、他に支援する者がなく、母親の体調不良、育児ストレス等で家事および育児が困難な妊産婦に対して、無料でヘルパーを派遣します。	子ども家庭支援課
138	こんにちは赤ちゃん事業（再掲） 【次世代】 【貧困対策】	生後4ヶ月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握することにより、子育て家庭の孤立化を防ぎ、乳幼児の健全な育成環境を整備します。	子ども家庭支援課
139	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業 【貧困対策】	義務教育終了前のお子さんのいるひとり親家庭で、生活環境の激変により日常生活に支障がある場合、ホームヘルパーを派遣します。	子ども家庭支援課
140	市営住宅 【貧困対策】	住宅に困窮する世帯を対象として市が家族向けの住宅を設置・管理します。	住宅課

### ③ 保護者に対する就労支援

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
141	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業 【貧困対策】	就職に必要な技能習得や資格の取得をするため、指定の教育訓練講座を受講し、終了した場合、受講費用の一部を支給します。	子ども家庭支援課
142	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金 【貧困対策】	就職に有利な国家資格（看護師等）を取得するために養成機関において修業する場合、給付金を支給します。	子ども家庭支援課
143	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金（再掲） 【子・若】 【貧困対策】	ひとり親家庭の親および児童が高卒認定試験の合格を目指す場合に、民間事業者が実施する対策講座の受講にかかる費用の一部を支給します。	子ども家庭支援課
144	母子・父子自立支援プログラム策定等事業 【次世代】 【子・若】 【貧困対策】	ひとり親家庭の母または父を対象に、個々の状況に応じた就職支援を母子・父子自立支援員が行います。	子ども家庭支援課
145	就労支援員による就労支援 【貧困対策】	生活に困窮している方を対象に、専門の相談員が、履歴書の書き方や面接の対応の相談、仕事に就くための支援をハローワークと連携して行います。	生活福祉課

#### ④ 経済的支援

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
146	児童扶養手当 【貧困対策】	ひとり親家庭等の児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当を支給します。	子育て推進課
147	児童育成手当 【貧困対策】	ひとり親家庭等の児童の福祉の増進を図るため、児度育成手当（育成手当）を支給します。	子育て推進課
148	ひとり親家庭等医療費助成制度（マル親医療証） 【貧困対策】	ひとり親家庭等の保健の向上に寄与するとともに、ひとり親家庭等の福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成します。	子育て推進課
149	私立幼稚園等・保護者への補助金（就園奨励費補助金・保護者補助金・入園料補助金）（再掲） 【貧困対策】	私立幼稚園や幼稚園類似施設または認定こども園に在籍する園児の保護者の負担を軽減し、幼児教育の振興と充実を図るため、所得に応じて補助金を交付します。	子育て推進課
150	受験生チャレンジ支援貸付事業（再掲） 【子・若】 【貧困対策】	学習塾等の費用や高校や大学などの受験費用について、一定所得以下の世帯の方に無利子で貸付を行うことにより、中学3年生や高校3年生またはそれに準じるか手への支援を行います。	福祉総務課
151	住宅確保給付金事業（再掲） 【貧困対策】	離職等により住居を失った方または失うおそれがある方で、就職に向けた活動をすることを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。	生活福祉課
152	母子及び父子福祉資金・女性福祉資金貸付 【貧困対策】	母子・父子家庭の方等を対象に、修学、就学支度等の各資金をお貸しします。	子ども家庭支援課
153	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業（再掲） 【貧困対策】	就職に必要な技能習得や資格の取得をするため、指定の教育訓練講座を受講し、終了した場合、受講費用の一部を支給します。	子ども家庭支援課
154	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金（再掲） 【貧困対策】	就職に有利な国家資格（看護師等）を取得するために養成機関において修業する場合、給付金を支給します。	子ども家庭支援課
155	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金（再掲） 【貧困対策】	ひとり親家庭の親および児童が高卒認定試験の合格を目指す場合に、民間事業者が実施する対策講座の受講にかかる費用の一部を支給します。	子ども家庭支援課